

2012年1月

『終身保険（USドル建）』  
無配当終身保険（USドル建）  
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社  
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時の契約締結前交付書面であり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社  
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター  
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-981-088

受付時間 平日9:00~18:00  
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。  
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

# 契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2（準用金融商品取引法第37条の3）に基づく契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

## 無配当終身保険 (USドル建)

AIGエジソンのドル建終身保険

AIGエジソンのドル建とく割終身保険

AIGエジソンの特定疾病保障付ドル建とく割終身保険

### ご契約前に必ずお読みください

～担当者から以下の内容について口頭でお伝えします～

- ・「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ・特に、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分をお読みいただくことが重要となります。
- ・また、現在ご契約の保険契約を解約または減額して、あらたなご契約を申込みされる場合は、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

# 契約概要

～目次～ ※契約概要は販売タイプ毎に記載しておりますので、ご加入をご検討されている販売タイプの箇所をご覧ください。

I. 「ドル建終身保険」・「ドル建とく割終身保険」 …P1～3

II. 「特定疾病保障付ドル建とく割終身保険」 …P4～7

「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由および制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## I. 「ドル建終身保険」・「ドル建とく割終身保険」

\*無配当終身保険（USドル建）の販売名称を、「ドル建終身保険」といいます。

\*無配当終身保険（USドル建）に無配当解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）（ドルとく割特約）が付加された場合の販売名称を、「ドル建とく割終身保険」といいます。

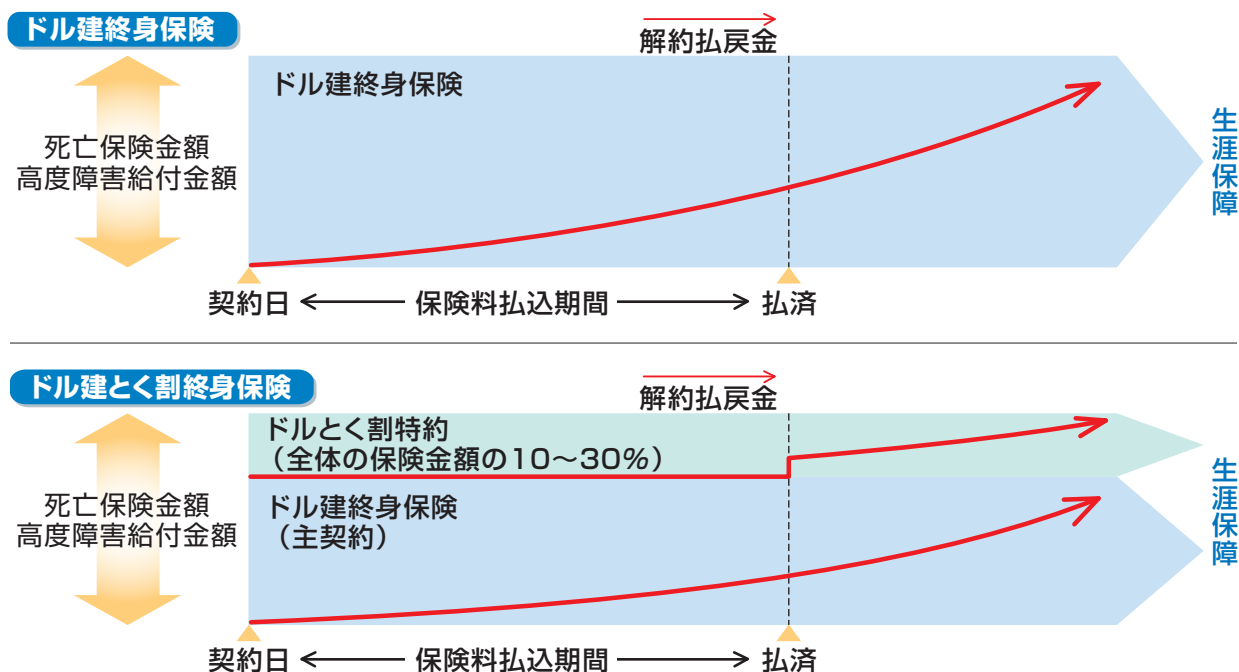
1

### 商品のしくみ

#### <特徴>

- (1) 「ドル建終身保険」・「ドル建とく割終身保険」は、万一の保障を終身にわたり確保できるUSドル建の生命保険です。保険料や保険金等がUSドル建となっているため、払込保険料や保険金等の円換算額は為替相場の影響を受ける商品です。これにより、諸支払金額は保険料円払込総額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。
- (2) 死亡または高度障害状態に該当された場合、死亡保険金または高度障害給付金をお受けいただけます。
- (3) 「ドルとく割特約」は、保険料払込期間中の解約払戻金を無くすことで、その分保険料が割安に設定されています。「ドルとく割特約」を付加することで「ドル建終身保険」と同一の保険金額の保障をさらに割安な保険料でご準備いただけます。

#### <しくみ図>



2

ご契約の取扱範囲について

保険期間	終身
契約年齢 (被保険者の取扱範囲)	保険年齢で15歳以上80歳以下です。(付加特約、保険料払込期間等により制限があります)
最低保険料	主契約保険料(十ドルとく割特約保険料) ≥ 30USドル
保険料払込期間	3・5・10年払込、40歳払済、50～95歳払済(5歳きざみ)、終身払 ※3・5年払込は、ドルとく割特約の付加割合が30%となる場合のみ取扱可
保険料払込方法	年払・半年払・月払
保険料払込経路	口座振替扱

3

主な保障内容について

給付名称	支払事由	お支払いできない場合の例(*)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	次の免責事由に該当したとき ・責任開始時の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 ・保険契約者・保険金受取人の故意
高度障害給付金	被保険者が責任開始時以後に生じた傷害または疾病により高度障害状態になったとき	次の免責事由に該当したとき ・被保険者の犯罪行為または自殺行為 ・保険契約者・被保険者の故意または重大な過失

\*上記に加えて、重大事由・告知義務違反によるご契約の解除に該当した場合およびご契約が詐欺により取消になった場合など、保険金・給付金等のお支払いができないことがあります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4

付加できる主な特約について

特約名称	概要
ドルとく割特約(*)	USドル建の終身保険特約です。保険料払込期間中の解約払戻金を無くすことによって、より割安な保険料で一生涯の死亡・高度障害保障を確保できます。
特定疾病診断 保険料免除特約	被保険者が特定の疾病(「悪性新生物(ガン)」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」)に罹患し、所定の状態になられた場合、以後の保険料の払込みを免除する特約です。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヶ月以内と判断された場合に、死亡保険金の一部または全部を被保険者にお支払いする特約です。
無配当年金移行特約	保険契約の全てまたは一部を将来の死亡保障等にかえて所定の円建の年金として受取ることができます。
無配当年金支払特約	死亡保険金・高度障害給付金を一時金にかえて所定の円建の年金として受取ることができます。
非喫煙割引特約	被保険者が健康状態および喫煙歴等当社の定める所定の条件を満たした場合に保険料の割引を行ないます。
保険料等円入金取扱特約	保険料等をUSドルにかえて円で払込むことができます。
円支払取扱特約	保険金等をUSドルにかえて円により受取ることができます。
指定代理請求特約	給付金等の受取人が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人がご請求を行なうことを可能にするものです。

(\*) 無配当解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)

※特定疾病診断保険料免除特約と非喫煙割引特約・ドルとく割特約を同時に付加することはできません。

※ご加入されるご契約では、生存給付金支払特約の付加取扱いはありません。

## 5

### 配当金について

この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

## 6

### 解約払戻金について

- (1) この保険には契約年齢、保険料払込年月数および経過年月数などに応じた解約払戻金があります。
- (2) 保険料の一部は保険契約の締結・維持および保険金等の支払いに必要な費用にあてられるため、多くの場合、解約払戻金は払込まれた保険料の合計額よりも少なくなります。特にご契約後しばらくの間は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- (3) 「ドルとく割特約（無配当解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）」については保険料払込期間中の解約払戻金はありません。保険料払込期間満了後については経過年月数に応じて計算される金額をお支払いします。

## 7

### 諸費用について

保険契約に関わる費用	払込保険料から、保険契約の締結・維持および保険金等の支払いに必要な費用を負担いただきます。これらの費用は、契約年齢・性別等によって異なります。
解約控除	中途解約の場合、所定の解約控除をいただく場合があります。解約控除は、払込期間・保険料払込年月数および経過年月数によって異なります。
解約時等の為替手数料	円で解約払戻金等を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。（2011年3月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。）
USドルで受取る際の送金手数料	USドルで保険金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

## 8

### 為替変動リスクについて

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は、保険料円払込総額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。



## Ⅱ. 「特定疾病保障付ドル建とく割終身保険」

\*無配当終身保険（USドル建）に無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）（特定疾病ドルとく割特約）が付加された場合の販売名称を、「特定疾病保障付ドル建とく割終身保険」といいます。

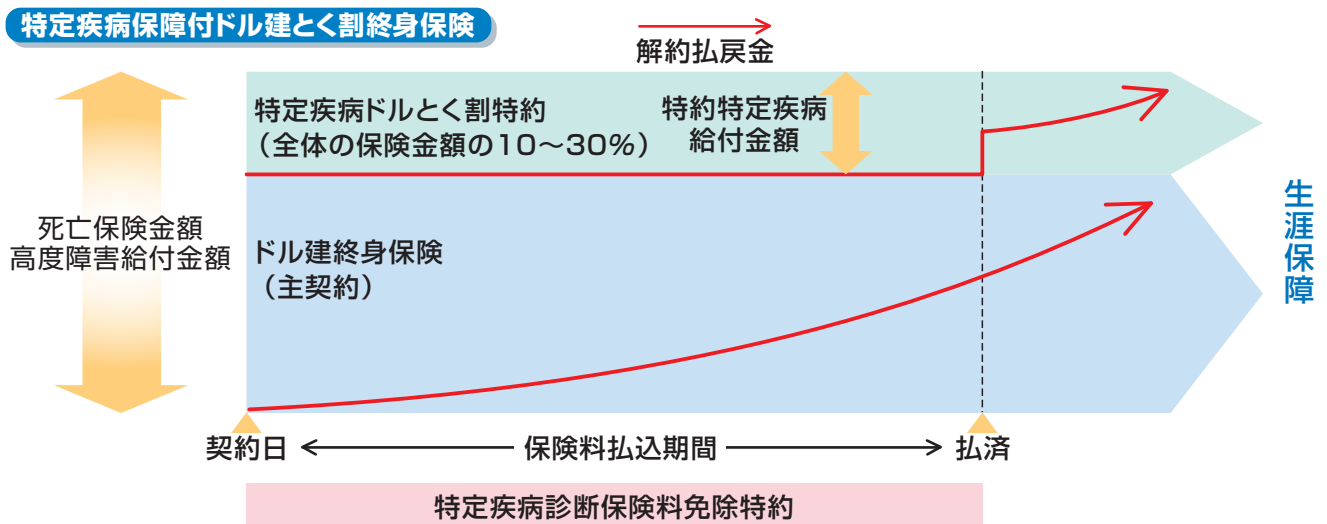
1

### 商品のしくみ

#### <特徴>

- (1) 「特定疾病保障付ドル建とく割終身保険」は万一の保障を終身にわたり確保できるUSドル建の生命保険です。保険料や保険金等がUSドル建となっているため、払込保険料や保険金等の円換算額は為替相場の影響を受ける商品です。これにより、諸支払金額は保険料円払込総額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。
- (2) 死亡または高度障害状態に該当された場合、死亡保険金または高度障害給付金をお受取りいただけます。加えて、特定の疾病（「悪性新生物（ガン）」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」）に罹患し、所定の状態になられた場合、「特定疾病ドルとく割特約」から特約特定疾病給付金をお受取りいただけます。
- (3) 「特定疾病ドルとく割特約」は、保険料払込期間中の解約払戻金を無くすことで、その分保険料が割安に設定されています。
- (4) 「特定疾病診断保険料免除特約」を付加した場合、特定の疾病（「悪性新生物（ガン）」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」）に罹患し、所定の状態になられたときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

#### <しくみ図>



※ 特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合

2

### ご契約の取扱範囲について

保険期間	終身
契約年齢 (被保険者の取扱範囲)	保険年齢で15歳以上70歳以下です。(付加特約、保険料払込期間等により制限があります)
最低保険料	主契約保険料 + 特定疾病ドルとく割特約保険料 $\geq$ 30USドル
保険料払込期間	10年払込、40歳払済、50～95歳払済（5歳きざみ）、終身払
保険料払込方法	年払・半年払・月払
保険料払込経路	口座振替扱

3

主な保障内容について

○保険金・給付金

給付名称	支払事由	お支払いできない場合の例（※）
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	次の免責事由に該当したとき ・責任開始時の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 ・保険契約者・保険金受取人の故意
高度障害給付金	被保険者が責任開始時以後に生じた傷害または疾病により高度障害状態になったとき	次の免責事由に該当したとき ・被保険者の犯罪行為または自殺行為 ・保険契約者・被保険者の故意または重大な過失
特約特定疾病給付金	<p>①悪性新生物（ガン） 被保険者が責任開始の日を含めて90日経過後、保険期間中に初めて（責任開始時前を含めて初めてとします。）悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき</p> <p>②急性心筋梗塞 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>③脳卒中 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>	<p>（悪性新生物（ガン）に該当した場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任開始時前に悪性新生物（ガン）に罹患し、医師によって診断確定された場合には、責任開始時以後に新たに悪性新生物（ガン）に罹患しても特約特定疾病給付金のお支払いの対象とはなりません。</li> <li>・責任開始の日を含めて90日以内に悪性新生物（ガン）に罹患し、医師によって診断確定されても特約特定疾病給付金のお支払いの対象とはなりません。</li> </ul>

※上記に加えて、重大事由・告知義務違反によるご契約の解除に該当した場合およびご契約が詐欺により取消になった場合など、保険金・給付金等のお支払いができないことがあります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

○特定疾病による保険料の払込免除（特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合）

保険事故	保険料の払込免除事由	保険料を払込免除できない例（※）
特定疾病	特約特定疾病給付金の支払事由に同じ	特約特定疾病給付金のお支払いできない場合に同じ

※上記に加えて、重大事由・告知義務違反によるご契約の解除に該当した場合、およびご契約が詐欺により取消になった場合など、保険料の払込免除のお取扱いができないことがあります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4

付加できる主な特約について

特約名称	概要
特定疾病ドルとく割特約 (*)	USドル建の終身保険特約です。保険料払込期間中の解約払戻金を無くすことによって、より割安な保険料で一生涯の死亡・高度障害保障に加えて、特定の疾病（「悪性新生物（ガン）」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」）の保障を確保できます。特約特定疾病給付金をお支払いした場合、この特約は消滅し、以降の死亡・高度障害保障はなくなります。
特定疾病診断 保険料免除特約	被保険者が特定の疾病（「悪性新生物（ガン）」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」）に罹患し、所定の状態になられた場合、以後の保険料の払込みを免除する特約です。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヶ月以内と判断された場合に、死亡保険金の一部または全部を被保険者にお支払いする特約です。
無配当年金移行特約	保険契約の全てまたは一部を将来の死亡保障等にかえて所定の円建の年金として受取ることができます。
無配当年金支払特約	死亡保険金・高度障害給付金を一時金にかえて所定の円建の年金として受取ることができます。
非喫煙割引特約	被保険者が健康状態および喫煙歴等当社の定める所定の条件を満たした場合に保険料の割引を行いません。
保険料等円入金取扱特約	保険料等をUSドルにかえて円で払込むことができます。
円支払取扱特約	保険金等をUSドルにかえて円により受取ることができます。
指定代理請求特約	給付金等の受取人が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人がご請求を行なうことを可能にするものです。

(\*) 無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約 (USドル建)

※特定疾病診断保険料免除特約と非喫煙割引特約を同時に付加することはできません。

※ご加入されるご契約では、生存給付金支払特則の付加取扱いはありません。

5

配当金について

この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

6

解約払戻金について

- (1) この保険には契約年齢、保険料払込年月数および経過年月数などに応じた解約払戻金があります。
- (2) 保険料の一部は保険契約の締結・維持および保険金等の支払いに必要な費用にあてられるため、多くの場合、解約払戻金は払込まれた保険料の合計額よりも少なくなります。特にご契約後しばらくの間は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- (3) 「特定疾病ドルとく割特約（無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）」については保険料払込期間中の解約払戻金はありません。保険料払込期間満了後については経過年月数に応じて計算される金額をお支払いします。



7

## 諸費用について

保険契約に関わる費用	払込保険料から、保険契約の締結・維持および保険金等の支払いに必要な費用を負担いただきます。これらの費用は、契約年齢・性別等によって異なります。
解約控除	中途解約の場合、所定の解約控除をいただく場合があります。解約控除は、払込期間・保険料払込年月数および経過年月数によって異なります。
解約時等の為替手数料	円で解約払戻金等を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。(2011年3月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)
USドルで受取る際の送金手数料	USドルで保険金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

8

## 為替変動リスクについて

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は、保険料円払込総額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

# 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。  
「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等についての詳細ならびにご契約内容に関する事項については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## この商品における諸費用について

### （１）保険契約に関わる費用

払込保険料から、保険契約の締結・維持および保険金等の支払いに必要な費用を負担いただきます。これらの費用は、契約年齢・性別等によって異なります。

### （２）解約控除

中途解約の場合、所定の解約控除をいただく場合があります。解約控除は、払込期間・保険料払込年月数および経過年月数によって異なります。

### （３）解約時等の為替手数料

円で解約払戻金等を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。（2011年3月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。）

### （４）USドルで受取る際の送金手数料

USドルで保険金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

## この商品における市場リスクについて（為替変動リスク）

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は、保険料円払込総額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があります。損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

## 1

### クーリング・オフ（お申込の撤回等）について

- お申込みをいただいた後でも、「お申込日」または「クーリング・オフ制度を記載した書面（ご契約のしおり・約款）の交付日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込の撤回または解除（お申込の撤回等）をすることができます。手続き方法等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。なお、以下の場合のように、この取扱いができない場合があります。
- クーリング・オフ制度取扱対象外契約について  
AIGエジソン生命指定の医師の診査を受けた後などは、ご契約のお申込の撤回等はできません。ご契約に際しては、十分にご検討くださいますようお願いいたします。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

## 2

### 告知義務と告知義務違反

- 契約者・被保険者には健康状態・職業などについて告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業など、会社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせください。  
事実をお知らせいただけなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約は解除または取消となり、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。また、解除の場合の払戻額は、解約払戻金額となります。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

## 3

### この保険の責任（保障）の開始について

- お申込みいただいたご契約をAIGエジソン生命がお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みがあったとき（告知前にお払込みがあったときは告知のとき）を責任開始時とし、その時から保険契約上の責任を負います。

## 4

### 保険金・給付金等をお支払いできない場合について

- 次のような場合などには、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。
  - 責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因としてお支払事由に該当した場合
  - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消となった場合
  - 保険金・給付金などを詐取る目的で保険事故を起こしたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
  - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
  - 詐欺によりご契約または特約が取消となった場合や、保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約または特約が無効になった場合
  - 保険金・給付金などの免責事由に該当した場合（例：責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）

※ 詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

## 5

### 保険料の払込み等について

- 保険料払込猶予期間、契約の失効、保険料の自動振替貸付制度、復活等について  
保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みいただけない場合は、所定の保険料払込猶予期間中にお払込みください。保険料払込猶予期間を過ぎますとご契約の効力が失われ（失効）ます。  
なお、この保険には保険料の自動振替貸付制度がありますので、AIGエジソン生命が解約払戻金の範囲内で自動的に保険料をお立替し、ご契約を有効に継続させます。  
また、ご契約が失効した場合でも、失効後3年以内であれば、所定の手続きをとっていただいたうえでご契約を復活できる場合があります。ただし、健康状態等によっては復活できない場合があります。  
これらの詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。
- 保険料のお払込みの方法と保険料について  
保険料は払込期間中、AIGエジソン生命へお払込みいただくこととなりますが、お払込みには口座振替扱や送金扱などがあり、それぞれに保険料率が設定されています。また、月払だけでなく年払、半年払など保険料をまとめてお払込みいただく方法もあります。ただし、保険の種類によっては、お取扱いできる払込方法が異なります。詳細はAIGエジソン生命担当者にご確認ください。

## 6

### 解約と解約払戻金について

- この保険には契約年齢、保険料払込年月数および経過年月数などに応じた解約払戻金があります。
- 保険料は預貯金のように全額が積み立てられるのではなく、その一部は保険契約の締結・維持および保険金等の支払いに必要な費用にあてられるため、多くの場合、解約払戻金は払込まれた保険料の合計額よりも少なくなります。特にご契約後しばらくの間は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- 無配当解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）および無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）については保険料払込期間中の解約払戻金はありません。保険料払込期間満了後については経過年月数に応じて計算される金額をお支払いします。これらについては、ご契約をお申込みいただく際にご契約者に説明・交付させていただく「ご契約のしおり」にも記載しておりますので、ご確認をお願いします。お申込みいただく際に十分にご理解いただいたうえで、お申込みいただきますようお願いいたします。

## 7

### 未経過保険料の返還について

- 保険料の払込が年払または半年払のご契約の場合、解約等でご契約が消滅したときに、年単位または半年単位の翌契約応当日前日までの期間に応じた保険料を返還する場合がありますが、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）部分または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）部分については保険料の返還のお取扱はございません。
- 詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認願います。

## 8

### 指定代理請求もしくは代理請求について

- 指定代理請求の規定がある保険契約にご加入されている場合、もしくは指定代理請求特約を付加されている場合で、被保険者が受取人となる給付金などについて、給付金等の受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の受取人に代わり給付金などをご請求することができます。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 代理請求の規定がある保険契約にご加入されている場合、もしくは指定代理請求特約を付加されている場合で、被保険者が受取人となる給付金などについて、給付金等の受取人または指定代理請求人がご請求できない特別の事情がある場合、給付金等の受取人の戸籍上の配偶者等が、給付金等の受取人の代わりに給付金などをご請求することができます。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求または代理請求の規定がある保険契約にご加入された場合、もしくは指定代理請求特約を付加された場合には、指定代理請求人または代理請求人に対し、代理請求ができることをお伝えください。



9

**AIGエジソン生命は生命保険契約者保護機構に加入しています**

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」の『「生命保険契約者保護機構」について』をご覧くださいとともに、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820 【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページのURL <http://www.seihohogo.jp/>

10

**税金のお取扱いについて**

- (1) 生命保険料控除のお取扱いについて  
お払込みになった保険料については、「生命保険料控除」の適用を受けることができます。
- (2) 死亡保険金のお取扱いについて  
死亡保険金の課税については、契約形態によって税金の種類が異なります。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者・子	相続税
本人	配偶者・子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

- (3) 高度障害給付金等のお取扱いについて  
高度障害給付金、リビング・ニーズ特約の保険金などは、受取人が被保険者、その配偶者、直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合には全額非課税になります。
- (4) 解約払戻金のお取扱いについて  
解約払戻金は一時所得となります。

詳しくは、「ご契約のしおり」(生命保険と税金について)をご覧ください。  
また上記の税務にかかわる説明は2011年3月1日現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

## その他ご注意いただきたい事項

### 1.無配当終身保険（USドル建）は生命保険商品です。

- (1) 無配当終身保険（USドル建）は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- (2) 生命保険商品は預金と異なり、預金保険制度の対象とはなりません。

### 2.ご契約の申込書・告知書は、契約者・被保険者ご自身でご記入ください。

記入内容を十分ご確認のうえ、署名・押印をお願いします。

### 3.現在ご契約の保険契約の解約を前提に、新たな保険契約のお申込みのご検討をされる場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提とした、新たな保険契約のお申込みは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。

- ①解約払戻金額が払込まれた保険料より少ない金額となるか、ない場合があります。
- ②新たな保険契約のお申込みについて、被保険者の健康状態等によってお引受けできない場合があります。
- ③新しい保険の契約時に告知した内容が事実と異なっていた場合、AIGエジソン生命は契約を解除し、保険金・給付金のお支払いもしくは、保険料の払込免除を行わない場合があります。
- ④新しい保険の責任開始の日から3年以内に被保険者が自殺した場合は、保険金の支払いができません。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 4.保険金・給付金等のお支払いに関する手続きについて

- (1) 支払事由に該当する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- (2) お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行なう必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、すみやかにカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- (3) AIGエジソン生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

# 個人情報の取扱いについて

## 1. 個人情報の利用目的について

AIGエジソン生命は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③AIGエジソン生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

## 2. ご同意いただきたいこと

### (1) 機微（センシティブ）情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人等および生命保険募集人（AIGエジソン生命の代理店を含みます）に提供することがあります。

※機微情報の利用の限定について

保健医療等に関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

### (2) 再保険会社への情報提供

AIGエジソン生命は、AIGエジソン生命と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の再保険を含む）を行なうことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報をAIGエジソン生命が再保険会社に提供することがあります。

## 3. 個人情報の提供〔外部への提供〕

AIGエジソン生命は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①予めご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（AIGエジソン生命の代理店を含みます）へ委託する場合
- ③ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- ④再保険の手続きをする場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

※詳細は「ご契約のしおり・約款」および「生命保険契約申込書」をご確認ください。

## 苦情・相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、  
AIGエジソン生命のカスタマーサービスセンターへお申出ください。

# 0120-981-088

(フリーコール／通話料無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00

(祝日、年末年始の休業日を除きます)

携帯電話・PHSからも利用できます。

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。  
(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp>)  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ・この商品に係る認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です。  
※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引に係る消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行なう民間団体です。  
※平成23年10月1日を以って(社)生命保険協会は認定投資者保護団体としての認定業務を廃止致します。

募集代理店では複数の保険会社の商品を取扱っている場合があります。詳しくは募集代理店にお問合せください。

ご検討・お申込みに際しましては、商品パンフレットの他、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お問合せ(担当者) ※AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、  
保険契約締結の代理権はありません。

【募集代理店】

【引受保険会社】

**AIGエジソン生命保険株式会社**

〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー

TEL: 0120-981-088

ホームページ: <http://www.aigedison.co.jp>

AIGエジソン生命は、ブルデンシャル・ファイナンシャルの一員です。  
AIGの許可を受けて社名に「AIG」を当面継続して使用しますが、  
当社とAIGは経営上の関係はありません。